

ケータイ社労士 2026 労働法 法改正・訂正

【12月3日】

・ P105 3章 労働者災害補償保険法 2課 4問目 2行目

訂正前：出向先授業

訂正後：出向先事業

【法改正】 [労働者災害補償保険法施行規則第18条の3の4の改定](#)

・ P136 3章 労働者災害補償保険法 18課 2 (3) 4行目

訂正前：17万7,950円

訂正後：18万6,050円

訂正前：8万8,980円

訂正後：9万2,980円

・ P167 3章 労働者災害補償保険法 33課 5問目 2箇所

訂正前：授業

訂正後：事業

【法改正】 [延滞税特例基準割合変更](#)

・ P296 5章 労働保険徴収法 22課 2 (5) 最終行

改正前：年14.6%は年8.7%に、年7.3%は2.4%となる。

改正後：年14.6%は年9.1%に、年7.3%は2.8%となる。

※ 令和8年1月1日からの改正

【1月30日】

・ P276 3章 労働保険徴収法 12課 (2)

訂正前：22区分

訂正後：26区分